

【 パブリックコメント実施要領 】

（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）についての意見募集

1 意見募集の対象

昭島市では、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも直接適用されることに伴い、同法の施行に必要な事項を定めるため、（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に向けて検討を進めています。

この度、学識経験者、公募の市民委員等で構成される昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問を経て、「（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）」を取りまとめましたので、この内容について広く市民の皆様の御意見を募集いたします。

2 募集期間

令和4年9月20日（火）から令和4年10月19日（水）午後5時まで（必着）

※ 郵送の場合は、令和4年10月19日（水）の消印有効

3 資料の入手方法

「（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）」は、次の方法で入手・閲覧することができます。

（1）インターネットによる閲覧・ダウンロード

昭島市公式ホームページ (<https://www.city.akishima.lg.jp/>)

市政情報→ご意見・お問い合わせ→パブリックコメント→意見募集→

（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）についての意見募集



（2）窓口での配布・閲覧

次の窓口で配布します。また、閲覧することもできます。

◇市役所 3階法務担当

◇市役所 1階総合案内カウンター

◇東部出張所

◇市民交流センター

◇松原町コミュニティセンター

◇勤労商工市民センター

◇あいぽっく（保健福祉センター）

◇各高齢者福祉センター

◇児童センター「ぱれっと」

◇環境コミュニケーションセンター

◇水道部

◇各市立会館

◇総合スポーツセンター

◇KOTORIホール（市民会館）・公民館

◇アキシマエンス国際交流教養文化棟

（3）郵送での送付

郵送による送付を希望される方は、切手210円分を貼付した返信用封筒（A4サイズの冊子が入るものに、住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、送付してください。

郵送先 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市企画部企画政策課（法務担当） 宛

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。意見書の様式は、この要領の最後に添付してあります。（※添付した様式を直接使用しなくても、様式の内容を項目順に全て記載していただければ、意見を提出する方の作成したものでかまいません。）なお、意見書の不備など意見書を提出していただいた方に連絡が必要となる場合もあります。意見の提出

者の連絡先に関する事項（氏名（企業・団体の場合はその名称）、住所及び電話番号）は、明記していただきますようお願いいたします。

（１） 窓口へ提出

意見書の様式に従い、Ａ４サイズで意見書を作成し、市役所３階企画部企画政策課（法務担当）に直接お持ちください。

（２） 郵送

意見書の様式に従い、Ａ４サイズで意見書を作成し、封書で送付してください。なお、封筒に朱書きで「（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）についての意見」と記載してください。

郵送先 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市企画部企画政策課（法務担当） 宛

（３） ファクシミリ

意見書の様式に従い、Ａ４サイズで意見書を作成し、送信してください。

送信先 ファクシミリ番号：042-546-5496

（４） 電子メール

意見書の様式に従い、テキスト形式で送信してください。URLへの直接リンクによる御意見はお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。なお、電子メールの件名は「（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）についての意見」としてください。また、氏名及び連絡先は、必ず本文中に記載してください。

送信先 電子メールアドレス：houmu@city.akishima.lg.jp

※ 電話での御意見はお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

5 注意事項

（１） 意見書は、Ａ４サイズで作成してください。

（２） 意見書は、日本語で作成してください。

（３） 提出していただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

（４） 募集期間内に到着しなかったもの及び次のいずれかに該当するものについては、無効とします。

ア 個人や特定の団体をひぼう中傷するもの

イ 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの

ウ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの

エ 公序良俗に反するもの

オ 営業活動等営利を目的としたもの

（５） 提出していただきました御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

6 問合せ先

昭島市企画部企画政策課（法務担当）

電話番号 042-544-5111 内線2302・2303

《意見書の様式》

パブリックコメントに関する意見書

[illegible]

[illegible]